

中小企業・小規模事業者の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。平成24年10～12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態と言える。

こうした状況下での中小企業・小規模事業者に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっている。例えば、地域の金融機関がコンサルティング機能を発揮して、中小企業・小規模事業者の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要である。

国が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業・小規模事業者の再生・活性化策は急務である。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会議所・商工会や公認会計士、税理士、中小企業診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業・小規模事業者の経営改善が期待できる。あわせて、地域の金融機関による中小企業・小規模事業者に対する支援体制を強化することが重要である。

よって、国におかれては、以下の事項について早急な対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の充実を図るなど、総合的かつきめの細かい経営支援体制の整備を進め、中小企業・小規模事業者への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。
- 2 地域の金融機関のコンサルティング機能及び支援体制を更に強化し、中小企業の経営改善を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

熊本県議会 議長 馬場 成志

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	安倍晋三様
経済産業大臣	茂木敏充様
内閣府特命担当大臣	麻生太郎様

(金融)